

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料のご案内

国民健康保険税

☎/保険年金課 内2624～6 ☎463-0283

納税通知書を郵送します／平成23年度の国民健康保険税（国保税）の納税通知書（納付書）を7月中旬に郵送します。この納付書で、1年割分を原則8回で納めていただきます。

なお、国保税を年金から特別徴収されていた世帯主の方には、納税通知書兼特別徴収額決定通知書を郵送します。このうち、平成23年4月以降に特別徴収されている方には、年税額・仮徴収額・10月以降の本徴収額が記載されていますので、ご確認ください。

納付が困難な方はご相談ください／災害など特別の事情により生活が困難になり、保険税が納められなくなった場合には、申請により保険税が減額もしくは免除される場合があります。詳しくはご相談ください。

特別徴収から口座振替に変更できます／保険税を特別徴収で納付されている方は、納付方法を口座振替に変更できます。希望される方は、「納付方法変更申出書」の提出と金融機関等での口座振替の手続きが必要となります。

※特別徴収とは…あらかじめ公的年金から差し引く納付方法。いわゆる天引き。

※申請の時期によって直近の年金からの特別徴収は間に合わないことがありますのでご注意ください。

納付は口座振替が便利で確実です／窓口へ行く手間が省けるほか、納め忘れがありませんのでご利用ください。

申込時に必要なもの／納税通知書・預(貯)金通帳・印鑑（通帳の届出印）

こんなときには国民健康保険の届け出を

国民健康保険に加入するとき／

- ・他市町村から転入したとき
（職場の健康保険などに加入していない場合）
- ・職場の健康保険などをやめたとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき
- ・被扶養者の方が扶養を外れたとき

国民健康保険をやめるとき／

- ・他市町村へ転出したとき
- ・職場の健康保険などへ加入したとき
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受け始めた時
- ・後期高齢者医療制度の対象となったとき
（75歳になって対象となるときは届け出不要）

※75歳到達などにより被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者の方は新たに国民健康保険に加入する届け出が必要になります。

介護保険料・後期高齢者医療保険料

☎/長寿はつらつ課 介護保険に関すること 内2635～7 ☎463-1952

後期高齢者医療保険に関すること 内2632～4 ☎463-1921

平成23年度の介護保険料・後期高齢者医療保険料の保険料額決定通知書・納入通知書を7月中旬に郵送します。

内容をご確認のうえ、納付書または口座振替により納期限内に納付をお願いします。また、特別徴収の方は、年金から差し引きされる保険料の通知書になりますのでご確認ください。

※特別徴収とは…あらかじめ公的年金から差し引く納付方法。いわゆる天引き。

納付場所／取扱金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、市役所、内閣木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所、コンビニエンスストア

口座振替／納入通知書に添付の口座振替依頼書（ゆうちょ銀行・郵便局は備え付けの用紙）を取扱金融機関に提出することで、保険料が自動的に指定口座から引き落とされます。窓口へ行く手間が省けて便利です。ご利用ください。なお、申込時に必要なものは、納入通知書・預(貯)金通帳・印鑑（通帳の届出印）です。

後期高齢者医療保険料は特別徴収から口座振替に変更できます

後期高齢者医療保険料を特別徴収で納付されている方は、納付方法を口座振替に変更できます。変更を希望される場合は、「納付方法変更申出書」の提出と取扱金融機関等で口座振替の手続きが必要となります。

※申請の時期によって、直近の年金からの差し引きは停止されませんのでご注意ください。

保険料の減免等

災害など特別な事情により保険料を納めることが困難な状況にあるときは、申請により徴収猶予や減免を受けられる制度があります。詳しくはご相談ください。

介護保険料・後期高齢者医療保険料の 休日納付相談

日時／7月17日(日) 午前8時30分～正午

会場／市役所長寿はつらつ課（1階⑫⑬番窓口）

内容／保険料の納付・相談

新しい後期高齢者医療被保険者証を郵送します

現在ご使用いただいている被保険者証の有効期限は、平成23年7月31日(日)までです。

新しい被保険者証を7月中旬に簡易書留郵便で郵送します。住所、氏名等記載内容に間違いがないか確認したうえで、大切に保管していただくとともに、平成23年8月1日(月)以降、医療機関等にかかれる場合には、新しい被保険者証を提示してください。